

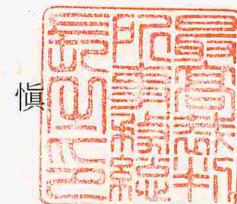
最高裁秘書第 714 号

令和 3 年 3 月 15 日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る諮詢について（通知）

令和 3 年 2 月 8 日付で東京地方裁判所が下記の司法行政文書を一部不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮詢しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

判決貸出簿（貸出年月日が平成 30 年中になっているもの）

担当課 秘書課（文書室）電話 03（3264）5652（直通）

最高裁秘書第 801 号

令和 3 年 3 月 22 日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

判決貸出簿（貸出年月日が平成 30 年中になっているもの）

2 苦情の申出がされた日

令和 3 年 2 月 12 日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和 2 年度（情）謝問第 28 号

(2) 謝問日

令和 3 年 3 月 15 日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話 03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第802号

令和3年3月22日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和2年度（情）諮問第28号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和3年3月15日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村

慎



理由説明書

苦情申出人は、東京地方裁判所（以下「原判断庁」という。）がした一部不開示の判断に対し、出版社名は行政機関情報公開法（以下「法」という。）第5条第2号イの不開示情報に該当しない旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

判決貸出簿（貸出年月日が平成30年中になっているもの）

2 原判断庁の判断内容

原判断庁は、1の開示の申出に対し、令和3年2月8日付けで一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

本件各対象文書のうち「定期的に貸し出しを行う出版社」の「出版社名」欄には、原判断庁において定期的に判決の写しの貸出しを受けている特定の法人の名称が記載されている。このような判決の写しの貸出しに関する事実は、一般に知られているものではなく、当該法人名は、当該各法人が裁判所から定期的に判決の写しの貸出しを受けているという情報収集のノウハウに関する情報に当たるものである。

したがって、本件各対象文書のうち「定期的に貸し出しを行う出版社」の「出版社名」欄に記載されている法人名は、公にすることにより法人等の権利、競争

上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法第5条第2号イ）に相当する。

よって、原判断は相当である。